

令和4事業年度

廃炉等積立金管理業務に関する
事業計画書及び収支予算書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

1. 業務に関する事業計画

本機構は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号。以下「法」という。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 29 年経済産業省令第 76 号）その他の関係法令（以下「法令」という。）に従い、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電HD」という。）による廃炉等の実施の管理・監督を行う主体であることを踏まえつつ、主に次に掲げる業務を行うこととする。

(1) 廃炉等積立金の管理及び運用

本機構は、経済産業大臣から認可を受けた廃炉等積立金の額に基づき東電HDから積み立てられた廃炉等積立金について、法令及び内部規程に基づき適切に管理する。

廃炉等積立金の運用は、廃炉等積立金管理運用基本方針に基づき、元本の安全性を第一義に流動性及び効率性を確保する基本原則の下行う。

(2) 廃炉等積立金の額の決定

本機構は、廃炉等積立金の額を定め、経済産業大臣の認可を受ける。廃炉等積立金の額は、法第 55 条の 4 第 2 項及び省令第 4 条の規定に従い、法第 55 条の 5 の規定により届け出られた事項を踏まえつつ、運営委員会の議決を経て定める。

(3) 廃炉等積立金の取戻し

① 取戻し計画の履行における適切な管理及び監督

東電HDは、廃炉等積立金の取戻しに関する計画（以下「取戻し計画」という。）に従って、廃炉等積立金を機構から取り戻し、廃炉等を実施する。

これを踏まえ、本機構は、四半期毎など、定期的に東電HDから、資金支出状況や、計画履行に必要な体制整備の状況を含めて、取戻し計画の履行状況に関する報告を受けるとともに、必要に応じて東電HDの営業所、事務所その他の事業場への立入りを含めた履行状況の確認を行い、適切な管理・監督を行う。

② 取戻し計画の共同作成

本機構は、東電HDと共同して、令和 4 年度の取戻し計画を作成し、経済産業大臣の承認を受ける。

本機構は、当該計画の作成に当たって当該計画に盛り込むべき作業として、

「廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針」を提示するなど、東電HDのプロジェクト管理部門と緊密に連携することにより、安全性と合理性の両立に向けて、実効的な計画を策定する。

2. 業務に関する収支予算（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

令和4年度における廃炉等積立金管理業務に関する収支予算は、別紙のとおり。

(別紙)

(単位：千円)

収 入		支 出	
区 分	予算額	区 分	予算額
(款) 廃炉等積立金収入	260,219,063	(項) 廃炉等積立金取戻支出	260,219,063
(項) 積立金預り収入	260,181,527		
(項) 積立金運用収入	37,536	(項) 事業諸費	54,853
		(目) 旅費	4,853
(款) 前年度繰越金	585,604,331	(目) 外部委託費	50,000
		(項) 一般管理費	119,062
		(目) 役職員給与	82,635
		(目) 事務費	32,630
		(目) 固定資産取得費用	3,797
合計	845,823,394	合計	260,392,978